諮問日:平成31年2月21日(平成30年度(最情)諮問第85号)

答申日:令和元年8月23日(令和元年度(最情)答申第33号)

件 名:特定の事件を担当した最高裁判所調査官の氏名が分かる文書の一部開示の

判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定の裁判官の分限事件を担当した最高裁判所調査官の氏名が分かる文書の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「既済事件一覧表(「集計期間平成30年10月17日〜平成30年10月17日」と記載のもの)」(以下「本件開示文書」という。)を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断(以下「原判断」という。)は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年12月13日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示文書のうち原判断において不開示とされた部分(以下「本件不開示部分」という。)が、本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)5条6号に定める不開示情報に相当するか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示文書の備考欄は、裁判所が事件の進行管理を適切に行うために必要となる記載がされるものであるところ、同欄に記載された情報は、当該事件が終局した後もそのまま表示されることから、事件の係属中、終局後を問わず、当該情報を開示して事件の進行等に関する内容が明らかとなることにより、適

切な裁判事務の遂行に支障を来すおそれがある。よって、本件開示文書中の備 考欄に関する情報は、記載の有無も含め、法 5 条 6 号に規定する不開示情報に 相当する。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 平成31年2月21日 諮問の受理

② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③ 令和元年6月21日 本件開示文書の見分及び審議

④ 同年7月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件開示文書の見分の結果によれば、本件不開示部分は本件開示文書の備考欄の記載であると認められる。最高裁判所事務総長の上記説明によれば、当該備考欄には裁判所が事件の進行管理を適切に行うために必要となる記載がされ、同欄に記載された情報は当該事件が終局した後もそのまま表示されるとのことであり、このような情報の性質を踏まえて検討すれば、当該情報が明らかになると、裁判所における事件の適切な進行管理等が困難になり、ひいては裁判事務の遂行に支障を来すおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示部分は、法 5 条 6 号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

2 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分は法5条6号に規定する 不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開·個人情報保護審查委員会

 委員長
 髙
 橋

 滋

 委員
 久保

委員門口正人